

立命館大学新聞社規約・綱領

立命館大学新聞社綱領

- 一、生きる権利にはじまる学生の基本的人権の擁護・発展に寄与する。
- 一、平和と民主主義を教学理念とする立命館大学のさらなる民主化に寄与する。
- 一、真に立命館大学に学び研究する全ての学生の学生による学生のための新聞を目指す。
- 一、「立命館大学生独自の要求と課題に基づいて、民主勢力の一翼としてたたかう」とともに「学び研究する活動、文化・スポーツ活動を通じ、広い教養と深い専門知識を身につけ、将来も日本の民主的発展に貢献できる優れた民主的知識人、勤労者となる準備をする」すべての立命館大学生とともに歩む。
- 一、権力からの弾圧や暴力に屈することなく、事実に基づいた真実を報道するとともに、科学的先見性を持った主張を打ち出し、世論形成に努める。

立命館大学新聞社規約

第一章 総則

第一条 <名称及び所在地>

- 一、本社は立命館大学新聞社と称する。
- 二、本社は立命館大学学友会中央事業団体に位置する。
- 三、本社は京都府京都市北区等持院北町5-6-1 立命館大学衣笠キャンパス内に本部を置く。
- 四、本社は滋賀県草津市野路東1-1-1 立命館大学びわこ・くさつキャンパス内にBKC支局、大阪府茨木市岩倉町2-1-50 立命館大学大阪いばらきキャンパス内にOIC支局を置く。

第二条 <社員>

- 一、本社を構成する社員は、立命館大学の学生とする。
- 二、本社の綱領と規約を認め、社活動に参加し、学友会費を納める本学学生は社員となることができる。
- 三、通常活動を行う資格を有する社員の活動期間は、立命館大学在学中とする。
- 四、他大学の学生は入社を認めない。

第二章 役員

第三条 <役員>

- 一、本社は主幹、副主幹、財務局長を役員とする。尚、役員の内兼任はこれを妨げる。
- 二、役員は本社の運営を行い、社の全活動を統括する。役員は、次期役員に対し引き継ぎを行う。
- 三、予想外の事態により、役員が職務を遂行できない状況に陥った場合、また、それにより役員が欠けた場合は総会において代理役員を定める。

第四条 <任期>

- 一、役員の任期は、原則として11月1日より翌年10月31日までとする。
- 二、罷免・辞任があるときは、総会によりこれを決定する。

第五条 <選挙>

- 一、役員の選挙は原則として10月中とする。
- 二、選挙の日程については、役員が定める日付を以て、役員選挙を行う。選挙の運営には役員がこの任に当たる。
- 三、立候補者は7日前までに施政方針を掲示し、その意志を示す。
- 四、選挙は社員の3分の2以上の出席で成立する。当日投票できない者は、役員の立会いのもとで、5日前から不在者投票を受け付ける。
- 五、役員の管理のもとに無記名投票で行う。不在者投票の投票数も含め社員の3分の2以上の信任で当選とする。
- 六、立候補者が1人の場合は信任投票を行い、有効投票の3分の2を以て信任とする。不信任の場合は、再度立候補を受け付け再投票を行う。

第六条 <罷免>

- 一、役員は、総会での決定を以て罷免することができる。その発議をするためには役員の発議または全社員の3分の1以上の署名を必要とし、その署名と文書を総会に提出する。その後、総会の過半数を以て決定する。

第七条 <業務>

- 一、主幹は発行責任者、及び本社の代表として次の業務を行う。
 - 1、各種会議への出席、ならびにその報告。
 - 2、学内機関との連絡、統括責任。
 - 3、総会の招集及び開催責任。
 - 4、本社の会計監査。
 - 5、本社本部の統括責任。
 - 6、その他、日常活動における一切の最終責任を負う。
- 二、副主幹は各キャンパス支局の責任者、及び副代表として主幹をサポートし、次の業務を行う。
 - 1、各キャンパス局内の統括責任。
 - 2、各種会議への出席、ならびにその報告。
- 三、財務局長は次の業務を行う。
 - 1、予算及び決算報告書の作成・公開。
 - 2、社費の徴収及び管理・保全・公開。
 - 3、本社財政に関する責任。

- 4、物品・金銭の出納に関する責任。
- 5、各種会議への出席、ならびにその報告。

第三章 運営

第八条 <定例会>

- 一、本社は全社員による定例会を置く。定例会は、本社における編集のための会議・連絡事項の共有を目的とする。
- 二、定例会の招集については、次の場合による。
 - 1、月に数回の決められた日
 - 2、役員が必要と認めた場合

第九条 <編集>

- 一、新聞の発行における紙面作成は全社員で行い、主幹がその指揮を執る。
- 二、紙面編集にあたっては、各面や特集の編集代表者を置くことができる。尚、役員との兼任はこれを妨げない。

第四章 審議・議決機関

第十条 <総会>

- 一、本社は全社員による総会を置く。
- 二、総会は、本社における最高議決機関であり、3分の2以上の出席・委任状で成立とする。
- 三、総会の招集については、次の場合による。
 - 1、主幹が必要と認めた場合
 - 2、社員の3分の1以上の要請がある場合。
 - 3、招集の責任は主幹が負う。
- 四、総会の運営
 - 1、総会の運営は、役員がこれを行う。
 - 2、総会の議長は主幹がその任にあたる。
 - 3、総会の運営記録及びその保管は、役員がその任にあたる。
- 五、総会の決議は出席している社員の過半数を以て成立する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 六、総会中に予定している以外の議題が提出された場合には、出席者の3分の1以上の賛成によって審議することができる。その場合、提案理由を発議と同時に述べる必要がある。
- 七、委任状
 - 1、委任状とは、社員が総会にやむを得ず出席できない場合に提出するものである。
 - 2、委任状には委任の理由、議案に対しての立場、意見、委託する者の氏名を様式に従って記さなければならぬ。

- 3、委任状の受付は役員が行うものとする。尚、委任状の提出先は役員とする。
- 4、委任状は委託された者の了解を得ていなければ効力を発しない。
- 5、委託された者は、本人に総会での議事を伝達する義務を負う。
- 6、委任状は、直接の出席者が全社員の過半数以上の場合に限り、定員数の対象となる。
- 7、委託された者が総会に欠席の場合、委任状は効力を発しない。

第五章 人事

第十一条 <入社>

- 一、入社希望者は、仮入社期間の1ヶ月を経て社員と認め、社費を支払う義務を負う。
- 二、仮入社期間は、入社届を役員に提出後の1ヶ月とする。

第十二条 <退社>

- 一、退社の際は、主幹に退社願いを提出すること。未納の社費がある場合は、これを完納しなければならない。

第十三条 <休社及び復社>

- 一、事故・病気などでやむを得ず1ヶ月以上休社を希望する者は、役員に休社願いを提出し、その承認を必要とする。
- 二、休社中の社員は、社費を納入しなくてもよい。
- 三、休社中の社員が復社を希望する場合は、その旨を役員に伝え、承認を得なければならない。
- 四、休社中の社員は、休社している間は社員として数えられない。

第十四条 <再入社>

- 一、再入社を希望する者は、総会の承認を必要とする。尚、その場合は全会一致とする。
- 二、除名処分によって本社を退社した者の再入社は認めない。

第十五条 <処分>

- 一、本社の円滑な活動に支障をきたす者については処分することができる。発議にあたっては、全社員の3分の1以上の署名を必要とし、総会において処分を決定する。なお、処分対象となるのは以下のような者とする。

- 1、本社綱領及び規約に反する行為を行った者
- 2、社の活動に支障をきたしたる者
- 3、総会を無断で欠席した者
- 4、社費を4ヶ月以上滞納した者

- 二、処分は文書戒告、活動停止、除名とする。

第六章 財政

第十六条 <期間>

一、 会計年度は学友会に準じ、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第十七条 <監査>

一、 本社の会計は学友会会計監査委員会の監査に応じる。

第十八条 <会計報告>

一、 全社員は、当該月分の社費を納入する義務を負う。

二、 正当な理由があって社費の納入が困難な場合は、社費の一部又は全部を免除することがある。但し、役員承認を必要とする。

三、 財務局長は、定例会において社員に財政状況を報告する。

第七章 改正

第十九条 <規約の手続き>

一、 本規約の改正は、全社員の3分の1以上の署名による要求または役員発議により、総会において全社員の3分の2以上の賛成を以て成立する。

第八章 補足

第二十条 <本社の設立>

一、 本社の設立年月日は1950年4月1日である。

第二十一条 <施行期日>

一、 この規約は、総会での承認を経て、学友会中央委員会での承認を以て施行する。前規約は、本規約施行と同時に廃止する。尚、本規約が正式に施行されるまでの間は、前規約を暫定的に適用する。

以上

2020年3月30日 一部改正